

第 2 3 号議案

立川都市計画事業東大和立野一丁目土地区画整理事業施行規程を定める
条例を廃止する条例

上記の議案を提出する。

令和 5 年 2 月 2 2 日

提出者

東大和市長 尾崎 保夫

立川都市計画事業東大和立野一丁目土地区画整理事業施行規程を定める
条例を廃止する条例

立川都市計画事業東大和立野一丁目土地区画整理事業施行規程を定める条例（平成
7年条例第27号）は、廃止する。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和5年4月1日から施行する。

（東大和市非常勤職員の報酬等に関する条例の一部改正）

2 東大和市非常勤職員の報酬等に関する条例（昭和52年条例第2号）の一部を次
のように改正する。

別表土地区画整理審議会委員の項及び土地区画整理評価員の項を削る。